

山梨県TPP等対策本部設置要綱

(設置)

第1条 TPP（TPP11を含む）及び日EU・EPA（以下「TPP等」という。）に関する情報収集と情報共有を図り、TPP等に関する本県の対策を総合的に行うため、山梨県TPP等対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は総合政策部長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) TPP等に係る情報の収集に関すること。
- (2) TPP等に係る今後の対応に関すること。
- (3) その他TPP等に関連すること。

2 本部会議の構成員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、総合政策部次長をもって充てる。

4 幹事会は、協議すべき事項に係る構成員を幹事長が招集し、掌理する。

5 幹事長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

(専門部会等)

第6条 特別の事項又は専門的な事項を調査・検討又は実施するため、幹事会に専門部会又は連絡会議を置くことができる。

2 専門部会又は連絡会議の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策部政策企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表第一（本部会議）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	総合政策部長
本部員	県民生活部長
	リニア交通局長
	総務部長
	防災局長
	福祉保健部長
	森林環境部長
	エネルギー局長
	産業労働部長
	観光部長
	農政部長
	県土整備部長
	会計管理者
	林務長
	公営企業管理者
	教育長
警察本部長	

別表第二（幹事会）

幹事長	総合政策部次長
幹事	県民生活部次長
	リニア交通局次長
	総務部次長
	防災局次長
	福祉保健部次長
	森林環境部次長
	エネルギー政策推進監
	産業労働部次長
	観光部次長
	農政部次長
	県土整備部次長
	出納局次長
	企業局次長
	教育次長
	警務部参事官

